

市税の公示送達について

○納税通知書の送達について

地方税の課税は、地方税法等の法令に定められた様々な要件を満たすことによって成立しています。納税義務者に対して納税通知書を送達することも要件のひとつです。

この納税通知書の送達については、納税義務者ご本人が実際に受け取っていない状況であっても、法律上の規定により通知書が届いている扱いとなり、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定されます（地方税法第 20 条第 4 項）。

通常の取扱いによる郵便（普通郵便）又は信書便により書類を発送した場合は、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定されます。したがって、郵便で発送した書類が市に返戻されない場合には、送付先に送達されたものとされます。郵便事故などが原因で届いてないことが明らかであると証明されない限り、送達されたものとして取り扱われますので、督促手数料も納めていただく必要があります。また、延滞金も通常通り計算されます。

市に返戻となった書類については、調査を行った上で送付先が確認できない場合は、公示送達の手続きを行います。公示送達により市の掲示板に掲示された書類は、掲示の日から起算して 7 日を経過した日に送達されたものとしてみなされます（地方税法第 20 条の 2）。

つきましては、転居や転出をする場合は住所変更の届出を行い、市税が滞納とならないようお願いします。

納める市税があるはずなのに、納付書等が届かない場合は税務課までご連絡ください。

なお、非課税の方には納税通知書はお送りしていません。

※特別徴収（給料から天引き）の方は、勤務先を通じて通知書を交付しております。

○地方税法

第二十条（書類の送達）

地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達する。ただし、納税管理人があるときは、地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）又は還付に関する書類については、その住所、居所、事務所又は事業所に送達する。

２ 交付送達は、地方団体の職員が、前項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行う。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

３ 次の各号に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行うことができる。

一 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に会わない場合 その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまのあるものに書類を交付すること。

二 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受取を拒んだ場合 送達すべき場所に書類を差し置くこと。

４ 通常の見取りによる郵便又は信書便により第一項に規定する書類を送達した場合には、この法律に特別の定めがある場合を除き、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物（第二十条の五の三及び第二十二條の五において「信書便物」という。）は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

５ 地方団体の長は、前項に規定する場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、宛先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならない。

第二十条の二（公示送達）

地方団体の長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

２ 公示送達は、送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けるべき者の氏名及び地方団体の長がその書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を地方団体の掲示場に掲示し、又は公示事項を地方団体の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする。

３ 前項の場合において、同項の規定による措置を開始した日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。